

福島県生産活動拡大支援事業 Q & A

No.	内容	回答	備考
1	令和3年4月1日以降であるが、交付申請前に発生した費用も補助の対象となるか？	お見込みのとおり、令和3年4月1日以降に発生した経費であれば可能です。	
2	生産活動収入の減少要件について、国実施要綱3(1)③ア及びイにおける※2及び※3にある、「新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、」との記載について、事業所で判断すればよいか？	お見込みのとおり。ただし、今後当該判断の理由を聴取した際に、ある程度合理的な説明は必要です。	
3	交付申請した経費の支払いは、次年度以降となってもよいか？	令和4年3月31日までに実績報告の提出が必要です。	
4	一つの物に対する備品購入費を複数の事業所で按分して請求することは可能か？	一つの物に対する備品購入費を複数の事業所で按分して申請することはできません。1つの事業所で申請してください。	
5	複数の事業所で共有している備品購入費や通信費を按分してそれぞれ申請してよいか？	共有物品や通信費などについても、経費を按分して申請することはできません。1つの事業所を選択して申請してください。	
6	補助金を利用者の工賃(賃金)に充てることは可能か？	利用者の工賃(賃金)に充てることはできません。本補助金は、新たな生産活動や販路拡大等の実施に必要な経費に充てていただく必要があります。	
7	1法人あたりの上限は120万円となっているが、同一法人内で複数事業が対象となる場合は、基準額をどのように考えるのか。	各事業所の基準額を算出した上で、申請額の合計が120万円以内に収まるよう法人内で調整願います。	